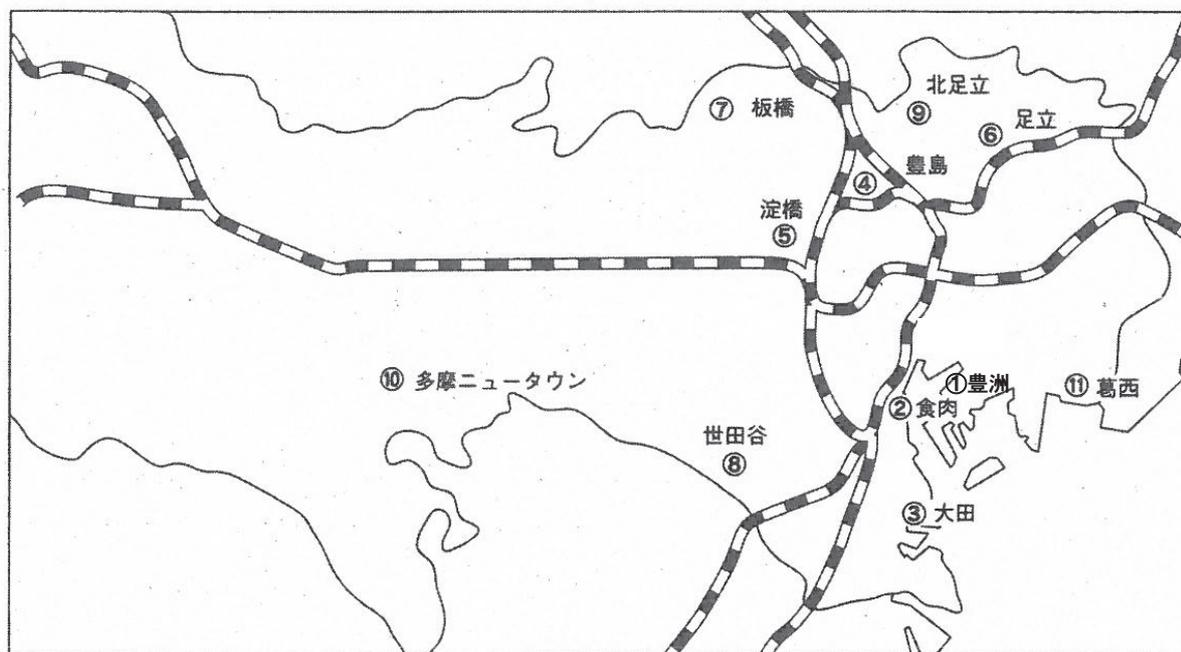


第 3 各市場の概要

1 市場分布図



2 市場別取扱品目一覧

(令和6年4月1日現在)

市場名	水産	青果	食肉	花き	市場名	水産	青果	食肉	花き
① 豊洲市場	○	○			⑥ 足立市場	○			
② 食肉市場			○		⑦ 板橋市場		○		○
③ 大田市場	○	○		○	⑧ 世田谷市場		○		○
④ 豊島市場		○			⑨ 北足立市場		○		○
⑤ 淀橋市場		○			⑩ 多摩NT市場		○		
					⑪ 葛西市場		○		○

東京都中央卸売市場条例に定める市場の取扱品目は以下のとおりである。

水産物：生鮮水産物、海そう及びこれらの加工品並びに知事が別に定めるその他の食料品等

青果物：野菜、果実及びこれらの加工品、つけ物、鳥卵（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品をいう。）並びに知事が別に定めるその他の食料品等

食肉：肉類及びその加工品並びに知事が別に定めるその他の食料品等

花き：花き及び知事が別に定めるその他の農産物等

3 市場一覽

(1) 市場別所在地及び規模

(令和6年4月1日現在)

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	令和5年 1日当たり 取扱数量	令和5年 1日当たり 取扱金額 (百万円)
豊洲市場	江東区豊洲6-6-1	354,953	519,103	水産 1,154 t 青果 878 t	水産 1,727 青果 351
食肉市場 (と場を含む)	港区港南2-7-19	64,108	94,379 市場 72,049 と場 22,330	食肉 331 t	食肉 556 (副生物を含む)
大田市場	大田区東海3-2-1 ただし、花きは 大田区東海2-2-1	386,426	296,204	水産 14 t 青果 3,769 t 花き 245万本	水産 24 青果 1,268 花き 183
豊島市場	豊島区巣鴨5-1-5	23,334	20,190	青果 254 t	青果 69
淀橋市場	新宿区 北新宿4-2-1	23,583	39,333	青果 757 t	青果 229
足立市場	足立区 千住橋戸町50	42,675	26,544	水産 39 t	水産 51
板橋市場	板橋区高島平 6-1-5	61,232	51,368	青果 342 t 花き 50万本	青果 93 花き 30
世田谷市場	世田谷区 大蔵1-4-1	41,482	65,302	青果 147 t 花き 70万本	青果 38 花き 45
北足立市場	足立区 入谷6-3-1	61,076	77,823	青果 415 t 花き 43万本	青果 129 花き 26
多摩ニュー タウン市場	多摩市永山7-4	57,153 川崎市水道局 からの借地 323.29㎡含む	19,947	青果 75 t	青果 21
葛西市場	江戸川区 臨海町3-4-1	74,515	59,515	青果 370 t 花き 39万本	青果 102 花き 20
全市場計	11市場	1,190,537	1,269,708	水産 1,208 t 青果 7,007 t 食肉 331 t 花き 447万本	水産 1,801 青果 2,300 食肉 556 (副生物を含む) 花き 303

(注) 1 花きの取扱数量は「切花換算」である。

2 数値は単位未満を四捨五入しているため、合計数値と内訳数値の合計とは一致しない場合がある。

(2) 市場別市場関係業者数

(令和6年4月1日現在)

名 称	卸売業者	仲卸業者	関 連 事 業 者				売 買 参加者
			流通補完 業務	物販・ 飲食業務	加工・ サービス 業務	合 計	
豊 洲 市 場	水産 7	水産 456	18	103	19	140	水産 293
	青果 3	青果 94					青果 500
食 肉 市 場 (と場を含む)	食肉 1	食肉 24	0	3	5	8	食肉 152
大 田 市 場	水産 1	水産 31	6	64	4	74	水産 14
	青果 4	青果 160					青果 1,048
	花き 2	花き 17					花き 1,392
豊 島 市 場	青果 1	青果 8	0	5	1	6	青果 152
淀 橋 市 場	青果 1	青果 15	0	3	2	5	青果 408
足 立 市 場	水産 2	水産 39	1	19	1	21	水産 34
板 橋 市 場	青果 2	青果 9	1	6	1	8	青果 188
	花き 1	花き 7					花き 493
世 田 谷 市 場	青果 1	青果 7	0	6	1	7	青果 191
	花き 2	花き 6					花き 1,023
北 足 立 市 場	青果 1	青果 14	0	6	2	8	青果 259
	花き 1	花き 8					花き 422
多 摩 ニ ュ ー タ ウ ン 市 場	青果 1	青果 2	0	0	1	1	青果 30
葛 西 市 場	青果 1	青果 9	1	7	1	9	青果 197
	花き 1	花き 5					花き 563
全 市 場 計	水産 10	水産 526	27	222	38	287	水産 341
	青果 15	青果 318					青果 2,973
	食肉 1	食肉 24					食肉 152
	花き 7	花き 43					花き 3,893

- (注) 1 流通補完業務とは、買荷保管業・運送業・冷蔵庫業をいう。
2 物販・飲食業務とは、用品販売業・関連食料品等販売業・その他販売業・飲食業をいう。
3 加工・サービス業務とは、取扱物品加工業・サービス提供業をいう。

4 各市場別概要

(1) 豊洲市場

ア 所在地等

〒135-0061

江東区豊洲六丁目6番1号

電話 (3520) 8205 (代表)

FAX (3520) 8228

イ 業務開始年月日

平成30年10月11日

ウ 取扱品目

水産物・青果物

エ 取扱数量（令和5年1日当たり）

水産物：1,154t

青果物：878t

オ 概況

築地市場から移転した東京都の中央卸売市場では最も新しい水産物・青果物を取り扱う首都圏の基幹市場で、特に水産物については、我が国最大の取扱量を誇っている。

温度を適切に管理できる閉鎖型施設によって、食の安全・安心を確保している。

カ 沿革（築地市場の開場から豊洲市場の開場まで）

(ア) 築地市場の開場

築地市場(注1)の建設は、大正12年9月1日に発生した関東大震災によって、東京市(注2)の市内にあった民営の日本橋魚市場を初め、他の魚市場や青果市場が焼失したため、復興事業の一環として市議会の議決を経て、東京市の中央卸売市場建設計画（第1次）の中で決定された。

この計画に基づき、東京市が、市場用地については国有地（当時の海軍省技術研究所、海軍学校跡地）の買収や、公有水面埋立の権利を取得し、昭和3年3月から埋立工事に着工して以来、3年3か月を費やして各所の埋立及び敷地の整地を完了した（敷地総面積 196,729㎡、うち埋立地16,631.4㎡）。

また、建物等の建設工事は、昭和5年12月から同8年4月にかけて冷蔵庫、製氷工場、仲買人売場、バナナ発酵室、汐留貨物駅からの鉄道引込線（2,710m）(注3)等の工事に着工した。これらの施設は延床面積69,422㎡で、昭和9年8月に完成した。

築地市場の業者は、震災で焼失した日本橋魚市場（現在の中央区日本橋付近）(注4)及び俗に大根河岸といわれた京橋青物市場（現在の中央区八重洲・京橋付近）などに多数いた卸問屋や仲買人を収容することにしたが、卸問屋の合併問題や、中央卸売市場の卸売業者の単複問題（1社か複数社とするかの意見の対立）をめぐって調整に時間を要したため、解決した部から業者収容を行うこととした。昭和9年9月、魚類部(注5)の淡水魚を扱う卸売業者1社、鳥類部及び鳥卵部の卸売業者各1社の計3社の業務許可申請に基づき仮営業を開始し、続いて昭和10年2月、青果部の卸売業者2社の業務許可申請により5社をもって同年2月11日、正式に業務を開始した。

紛糾を続けた魚類部は、昭和10年6月に1社、同年11月に2社と業務許可申請があり、これによって所定の卸売業者全部の収容を行った。また、仲卸業者（魚類部 1,379人、青果部 247人、漬物・その他46人）及び関連事業者(注6)487人についても、卸売業者と並行して日本橋魚市場、京橋青物市場等の問屋、仲買人その他の関係者等の中から収容を行った。

以上のような業者収容の経緯を経て、水産物、青果物、つけ物及び鳥卵等を取り扱う総合市

豊洲市場



場として本格的な取引を開始した。

しかし、昭和12年7月、日華事変が起き、これをきっかけに統制経済に突入し、昭和16年10月仲買人制度を廃止して市場が配給機関に変わるなど、市場機能が大きく変化した。このため、開場以後、昭和16年まで順調に増加していた入荷量が激減し、終戦の昭和20年には、開場時に比べ、水産物は約5分の1に、青果物は約半分程度に落ち込んだ。

(注1) 築地市場施設の名称を、開設当初から昭和46年12月末日までは「本場」と称した。

なお、開設者である東京都の組織は、昭和46年6月17日付で機構改革を行い、全市場の統括的機能を持つ中央卸売市場と事業所機能を担当する築地市場に分離した。

(注2) 昭和18年7月1日、都制の施行により東京市は東京都となった。

(注3) 昭和62年1月31日に廃線となった。

(注4) 日本橋魚市場は、大正12年9月17日、大震災によって焼失した施設の復旧が禁止されたため、魚市場組合が芝浦埋立地 6,600㎡余を借受け、テント張りの市場を急造し営業を開始し、その後同年12月1日から東京市が築地（築地市場敷地の一部）に設置した「臨時市設魚市場」に移転し、中央卸売市場が開場するまで、同地で営業を行った。

(注5) 取扱品目の区分は、昭和24年2月から生鮮水産物、加工水産物、青果部、漬物部及び鳥卵部の5部となり、さらに現行の卸売市場法（昭和46年法律第35号）の施行によって、市場条例が全面改正され、昭和47年1月1日から卸売業者の品目拡大を図る目的により水産物部及び青果部の2部に統合された。ただし、築地市場においては規則で定める期間は、「加工水産物部、漬物部及び鳥卵部」の3部の卸売業者は、そのままの部の区分に属することとした。なお、平成9年3月の条例改正により、加工水産物部は廃止された。

(注6) 卸売業者及び仲卸業者の名称は、昭和46年7月の卸売市場法の施行までは「卸売人」、「仲買人」と称した。また関連事業者の名称は、昭和46年12月までは「付属営業人」と、昭和56年3月までは「市場サービス業者」と称した。

(イ) 築地市場の復興

終戦後は、取扱量が徐々に増加し、昭和22年10月の果実から昭和25年3月のにしん、いわし等大衆魚を最後に、全品目が統制撤廃となり、これと並行して各部に仲買人制度が復活し、市場機能が回復したことから、昭和25年には開場当時を超える取扱量となった。

統制撤廃後の卸売業者は、統制時代の荷受機関を市場の卸売業者として許可したため、卸売業者が多数となり、特に水産関係の卸売業者は、集荷競争が熾烈化し、経営悪化や仕切金の決済を渋滞させるものも生じてきた。

このため昭和26年1月、卸売業者の整備方針を定め、昭和30年11月までに、19社を現行の7社に整理・統合した。また、青果関係については、水産関係の卸売業者の場合と異なり、自主的な合同又は廃止により、4社に整理・統合された（平成14年に統合があり現在は3社）。

仲卸業者については、昭和38年7月、消費者価格の上昇傾向の中で生鮮食料品の値上がりが著しいことから、「生鮮食料品流通改善対策要綱」が閣議で決定され、同要綱に定められた諸施策の実施が求められたため、その一つとして経営規模の拡大と業務の合理化を図り、流通経費の節減に寄与させるため、合併による法人化等を推進した。

(ウ) 築地市場の施設整備

昭和30年になると、取扱量は開場当時に比べ、水産物が2.1倍、青果物及びその他が1.2倍になり水産物が飛躍的な増加を示したが、取扱量の増大と生鮮食料品の輸送用トラック及び買出車両等の増加により、狭隘の度を一層増し、市場施設の整備が緊急課題となった。

また、昭和30年3月には、進駐軍に接收されていた広大な施設（築地市場全施設の約4分の1）が全て返還されたことから、施設配置の変更を含めた整備事業に着手することができるようになった。

昭和31年から昭和36年にかけて、水産・青果両部の本館3階事務所の増築を始め、関連事業者営業所、運送荷扱所、たこ加工場、買荷保管所等を建設・整備した。

昭和37年から昭和39年にかけて、移転した買荷保管所跡地に、水産物部仲卸売場（488店舗10,180㎡・屋上は500台収容の駐車場）の増築、青果部別館事務所（延1,998㎡4階建て）を建設・整備した。

以上のように施設整備を実施したことによって、当面の施設不足の解消を図るとともにモータリゼーションに対応した施設配置が一部実現した。

また、この頃になると、冷凍水産物の入荷が大幅に増加して、市場の貯・冷蔵能力（収容能力）や鮮度保持に必要な氷の生産能力が、都内の冷蔵庫だけでは対処できなくなったため、卸売業者及び仲卸組合に、場内の都内地に民有冷蔵庫の建設を許可した。その結果、卸売業者関係5棟及び仲卸組合1棟の冷蔵庫がそれぞれ建設され、低温流通の先べんをつけた。

昭和40年代は、入荷量及び買出車両の増加対策として、卸売場の立体化と拡張（1階売場・2階せり場・屋上駐車場）、取引の合理化を図るための機械化（入荷量表示装置・せり値表示装置・特高受電所増設等）、低温流通対策の定温倉庫及び卸売場、旧海軍経理学校跡地（拡張用地）の整備と卸売場建設、老朽化した諸施設の改良・改修（水産仲卸売場・都冷蔵庫・汚水排水管路）、厚生会館の建設など、市場施設・設備の整備拡充が図られた。

昭和50年代は、青果部仲卸売場の建て替えによる立体化（1階店舗・中2階事務室・屋上駐車場）を始め、水産物部の立体駐車場（8階9層延23,312㎡875台収容）、低温卸売場（延4,583㎡）、塩干物冷蔵庫（延1,781㎡収容能力1,000t）、水産物卸売場立体化（延4,017㎡）、第二低温卸売場事務所（延3,035㎡）、都冷蔵庫（能力冷蔵2,633t・製氷30t/日・貯氷60t）、その他の新設、増設、改修などが行われた。

(エ) 築地市場の再整備

昭和60年代に入って、施設の老朽化・過密化が著しくなったため、築地市場再整備推進委員会（市場長の諮問機関）の答申に基づき、昭和63年に基本計画、平成2年に基本設計を策定し、再整備事業を推進していくこととなった。

工事は、正門仮設駐車場の建設から始まり、築地川本川仮設搬出入路、仮設卸売場A・B・C棟、仮設関連営業所と順次進み、また、築地川東支川を埋め立てて市場用地として確保した。そして、平成7年12月には、最初の本格工事である「勝どき門駐車場」が完成した。

しかし、平成8年4月、東京都卸売市場審議会から、「工期の短縮及び建設コストの縮減等の視点から、現行基本計画の見直しを行う必要がある」との東京都卸売市場整備基本方針が答申され、この答申を踏まえて、平成8年11月、東京都卸売市場整備計画（第6次）が策定され、この中で築地市場については「健全な財政計画に基づき、①工期の短縮、②建設コストの縮減を図り、③基幹市場としての機能を維持していくため、流通環境の変化に対応したより効率的で使いやすい市場とする視点から見直しを行う」こととした。

業界からは臨海部への移転可能性の検討を求める要望書が提出されるなど、移転整備への機運が高まる中、平成11年2月から再開されていた築地市場再整備推進協議会において「現在地再整備」、「移転整備」についてあらゆる角度から比較検討した結果、同11月、「現在地再整備」の困難性が確認され、「移転整備へと方向転換すべき」との「検討のとりまとめ」をした。

(オ) 豊洲市場の建設

平成13年4月18日開催の第55回東京都卸売市場審議会「答申」の中で、築地市場の整備計画については、「早急に豊洲地区を候補地として移転整備に向けた検討を進めるべきである。

さらに、移転するまでの間、現在地の市場の機能を維持し、流通の変化に対応するための整備が必要である。」とされた。

平成13年7月開催の築地市場再整備推進協議会において、①移転までの築地市場整備方法の進め方、②新市場の基本計画づくりの手法と手順(案)を説明し、了承されるとともに、同月に

は築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガス(豊洲地区の地権者)との基本合意がなされた。

平成13年12月の東京都卸売市場整備計画(第7次)において、築地市場の豊洲地区移転を決定し、平成15年5月に策定した「豊洲新市場基本構想」を踏まえ、平成16年7月に「豊洲新市場基本計画」を策定した。

平成17年3月には、農林水産大臣が定める中央卸売市場整備計画において、新市場を豊洲地区に整備し、それに伴い築地市場を廃止することが明記された。

平成17年4月に東京都卸売市場審議会より答申された東京都卸売市場整備基本方針を踏まえ、平成17年11月に策定した東京都卸売市場整備計画(第8次)において、豊洲新市場を新たに位置づけ、平成24年度開場を目途に整備することとした。

平成18年10月には、業界との間で「豊洲新市場基本設計相当」を取りまとめ、同年12月に、PFI導入の基本的な方針を定めた「豊洲新市場整備等事業実施方針」及び都が求めるサービス水準を示した「豊洲新市場整備等事業業務要求水準書(案)」を公表した。また、東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続きとして、同年10月に調査計画書を提出し、平成19年1月に環境影響評価書案を提出した。

平成19年3月には、各業界団体からの新たな要望への対応、地域冷暖房方式の導入の可否の検討及び手厚い土壌対策を講じる必要から、豊洲新市場整備事業に係るPFIスケジュールの延期を公表した。

平成19年5月に、生鮮食料品を扱う豊洲新市場において、食の安全・安心を確保する観点から、土壌汚染対策等について専門家による検証・提言を行う目的で「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議」を開催(平成20年7月まで9回開催)し、同年8月には、外部の学識経験者により、豊洲新市場予定地において行う土壌汚染対策工事を含む土木工事の技術工法等の評価・検証を行うことを目的に「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」を開催(平成26年11月まで18回開催)した。

平成21年2月には、専門家会議・技術会議の提言を受けて、生鮮食料品を扱う市場として食の安全・安心を高いレベルで確保し、50年先まで見据えた新たな首都圏の基幹市場として豊洲新市場を整備するため、豊洲新市場整備方針を定め、平成26年12月に開場をすることとした。

平成21年5月には、東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続きとして調査計画書(再実施)を提出した。

平成22年2月には、整備手法をPFI方式から直営方式に見直すこととし、「豊洲新市場整備等事業実施方針」の取消しを公表した。

平成22年8月には、現地で行った汚染物質処理に関する実験の結果を技術会議で検証し、都が実施する土壌汚染対策の有効性を確認した。

平成22年11月には、東京都環境影響評価条例に基づき、環境影響評価書案(再実施)を提出した。

平成23年3月には、豊洲新市場建設工事の設計に着手した(①基本設計:平成23年3月契約締結、②実施設計:平成23年10月契約締結)。また、豊洲新市場予定地における土壌汚染対策費用の一部負担及び用地の取得について、東京ガス株式会社と合意し、土地売買契約を締結した。さらに、同月に策定された国の第9次中央卸売市場整備計画において、第8次に引き続き、豊洲新市場は新設市場として位置づけられた。

平成23年4月には、全ての用地の取得を完了した。

平成23年5月に東京都卸売市場審議会により答申された東京都卸売市場整備基本方針では「豊洲新市場を平成26年度開場を目途に整備する」ことが明記された。

平成23年7月には、東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続きとして環境影響評価書を提出した。

平成23年8月には、都市計画法に基づき、都市計画市場として位置等が決定、告示されるとともに、東京都環境影響評価条例に基づき、環境影響評価書が告示、縦覧された。さらに、同

月には、土壌汚染対策工事について、一般競争入札により契約を締結した。

平成24年1月に策定した東京都卸売市場整備計画（第9次）では、東京都卸売市場整備基本方針を踏まえ、「豊洲新市場を平成26年度開場を目途に整備する」と明記した。

平成24年7月には、豊洲新市場用地の土壌汚染対策工事の進捗状況や地下水管理について、関係者間で情報を共有し意見交換を行うため、「土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会」を設置し、同月第1回協議会を開催した。

平成24年11月には、第14回新市場建設協議会において、豊洲新市場の施設計画について市場業界と合意した。

平成25年1月には、処理土量の増加や想定外の地下障害物などへの対応が必要となったことから、土壌汚染対策工事の工期（最大1年間）を延伸するとともに、これまで平成26年度中としてきた市場施設の竣工時期を1年延伸し、平成27年度とすることを公表した。

豊洲市場の建設工事については、平成25年11月に管理施設棟、平成26年2月に青果棟、水産仲卸売場棟及び水産卸売場棟の建設工事の契約を締結した。

また、平成25年12月の第16回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議において7街区、平成26年2月の第17回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議において5街区全域及び6街区西側のガス工場操業に由来する土壌及び地下水の汚染対策の完了を確認したことを受け、平成26年2月に建設工事に着手した。

その後、平成23年8月から進めてきた土壌汚染対策工事については、平成26年10月末に土壌及び地下水の汚染対策がすべて終了し、翌11月の技術会議において完了の確認を受けた。

土壌汚染対策工事の完了確認後、平成26年11月から、豊洲市場用地におけるリスク管理の一環として地下水のモニタリングを実施してきた。

平成27年6月には、開場後の地下水位の管理や地下水質の監視を目的とした「地下水管理システム」の整備工事に着手した。

平成26年12月には、第16回新市場建設協議会を開催し、市場業界と合意を得たことから、開場時期を平成28年11月上旬とした。その後、平成27年7月の第17回新市場建設協議会において、開場日を平成28年11月7日とすることで合意し、新市場の名称を「東京都中央卸売市場豊洲市場」と公表した。

豊洲市場の建設工事については、平成28年5月末に水産卸売場棟、水産仲卸売場棟、青果棟、管理施設棟の建設工事が完了した。

その後、平成28年8月、同年11月7日に予定していた築地市場の豊洲市場への移転については延期とすることとした。

(カ) 豊洲市場への移転延期以降の動き

平成28年9月には、第18回新市場建設協議会を開催し、豊洲市場への移転延期について、築地市場業界へ報告を行った。

同月、豊洲市場の建物下に盛土がないことについて、知事が会見で報告を行い、「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」が設置されるとともに、「市場問題プロジェクトチーム」が設置された。

また、同月、地下水モニタリング（第8回）結果を公表した（5街区の3か所で地下水基準を超過）。

さらに、同月、「豊洲市場の地下空間設置と盛土がなされなかったことに関する自己検証報告書」を公表し、同年11月には「第二次自己検証報告書」を公表した。

また、同月、豊洲市場への移転に向けたロードマップを公表し、豊洲市場への移転の課題と行政手続きのステップ、それに係る時期を明らかにした。

平成29年1月には、第4回「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」にて、第9回地下水のモニタリング結果（暫定値）（201か所中72か所で基準値超過、最大79倍のベンゼンを検出）を公表するとともに専門家会議が再調査を行うこととした。

同月、「豊洲市場への移転延期に伴う補償スキーム策定」を公表し、移転延期の状況において、市場業者等に生じている具体的な損失に対し、当面の間、必要な補償を実施することとした。

同年2月には、東京都卸売市場整備計画（第10次）を策定。豊洲市場に係る取扱量見込み等を含まず、必要に応じて、適宜、改定を行う暫定計画とした。

同年3月、第5回「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」にて、再調査の結果を公表し、第9回地下水モニタリング結果は妥当と判断され、モニタリング結果は暫定値から正式な値とすることとされた。

同年4月には、「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」や「市場問題プロジェクトチーム」における検証の成果を集約した上で、残された諸課題を総点検し、ロードマップにおける知事の「総合的な判断」の材料を整えるための庁内検討組織として、「市場のあり方戦略本部」が設置された。同月、第19回「新市場建設協議会」を開催し、移転延期後の状況について築地市場業界へ報告を行った。

同年6月の第6回「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」にて、豊洲市場の地下ピット等における「今後の対応策」がとりまとめられ、また、同月「市場問題プロジェクトチーム」が第一次報告書を知事に提出した。

その後、同月、市場移転問題に関する「基本方針」を公表し、これを受けて「市場移転に関する関係局長会議」を開催し、基本方針を踏まえて推進すべき事項の整理を行った。

同月、知事が築地市場業界団体代表に対して基本方針の説明を行い、翌7月、知事が農林水産大臣に対して基本方針の説明を行った。

同月、「市場移転に関する関係局長会議」を開催し、関係各局における課題や進捗状況等を報告し、さらに同月、第20回「新市場建設協議会」を開催し、市場移転に関する取組状況及び今後の進め方について築地市場業界へ報告を行った。

同年8月、環境影響評価書の変更届（土壌汚染対策計画の変更等）を提出し、東京都環境影響評価審議会において受理報告が行われた。

同月、「市場問題プロジェクトチーム」が第二次報告書を知事に提出した。

同年9月、平成29年第2回都議会臨時会にて、豊洲市場への移転等に必要な経費を計上した中央卸売市場会計の補正予算が可決され、同月、第21回「新市場建設協議会」を開催し、環境影響評価手続き及び補正予算について築地市場業界へ報告を行った。

同年10月から12月にかけて、専門家会議の提言に基づく追加対策工事の契約を締結した。

同年11月、第22回「新市場建設協議会」を開催し、豊洲市場の開場時期を平成30年10月中旬旬とすることで築地市場業界と合意した。

同年12月、「市場移転に関する関係局長会議」を開催し、同年7月の関係局長会議で取りまとめた取組の進捗状況等について報告を行った。

同月、第23回「新市場建設協議会」を開催し、豊洲市場の開場日を平成30年10月11日とすることで築地市場業界と合意した。

平成30年2月、第24回「新市場建設協議会」を開催し、豊洲市場の開場に向けた取組について築地市場業界へ報告を行った。

同年6月から7月にかけて、すべての追加対策工事が竣工した。

同年7月、専門家会議から、東京都が実施した追加対策により、将来リスクを踏まえた安全性が確保されたことを確認するとともに、今後は、東京都による管理(案)の内容(設備の維持管理等、空気や地下水の測定など)を確実に実施していくことが重要であるとの評価をいただいた。

同月、「市場移転に関する関係局長会議」を開催し、専門家会議による、追加対策工事にかかる確認調査等の結果について報告するとともに、現状の検証、必要な対策、そして確認という一連のステップを経て、「安全・安心な市場」として開場する条件が整ったことから、「豊洲市場は安全であり、

安心してご利用いただける」旨を、知事より表明した。

同年8月、農林水産大臣に対し、豊洲市場の認可を申請し、同年9月に認可を受けた。

(キ) 豊洲市場の開場

築地市場が平成30年10月6日をもって昭和10年の開場から83年にわたる営業を終了し、平成30年10月7日から10月10日までの4日間の引越し期間を経て、同年10月11日に豊洲市場が開場した。

(2) 食肉市場

ア 所在地

〒108-0075

港区港南二丁目7番19号

電話 (5479) 0651

FAX (3474) 8567

イ 業務開始年月日

昭和41年12月19日 (市場)

昭和11年12月1日 (と場)

ウ 取扱品目

食肉

エ 取扱数量 (令和5年1日当たり)

食肉: 331t

オ と畜頭数 (令和5年1日当たり)

大動物 (牛): 361頭

小動物 (豚): 864頭

カ 概況

東京都中央卸売市場で唯一食肉を取り扱う市場で、と場を併設している。

全国の建値市場としての機能を有している。

キ 沿革

東京都におけると場の歴史は、慶応3年に横浜の住人中川屋嘉兵衛が現在の芝白金に、当時高輪にあった英国公使館の需要にこたえるためにと場を造ったのがその始まりとされている。

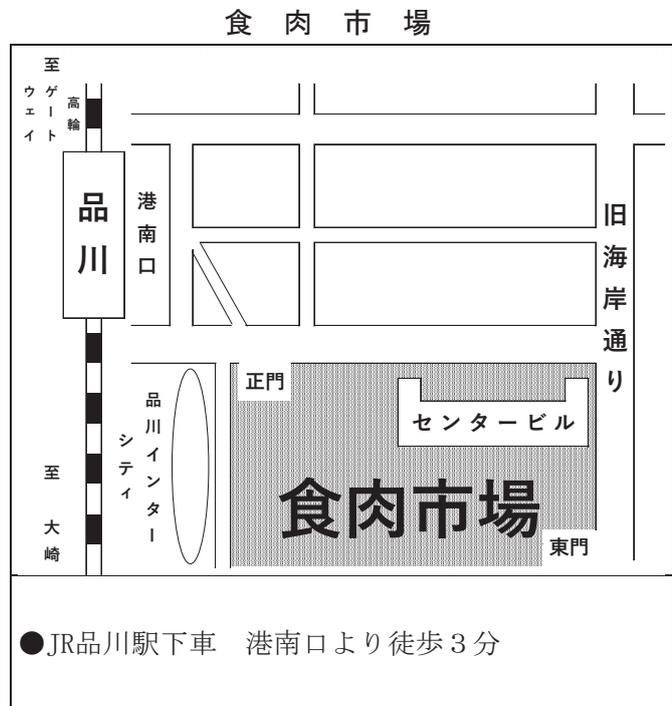
その後、欧米文化の流入に伴い食肉は普及し始め、明治2年には築地に公営と場が開かれ、私営のと場も各所に開かれた。しかし明治8年に牛疫が流行し不正取引が横行したため、と場は警視庁の管轄となった。

これらのと場は衛生的にも不備な点が多く、また、流通過程が不明朗で価格も不安定であったため、昭和に入ると、東京市では芝浦に市営によると場と家畜市場の建設に着手し、昭和11年12月に業務を開始した。

第二次世界大戦への突入により、食肉に対しても配給統制規則が制定され、生畜取引の中止、と畜数の激減など多大な影響を受けた。

昭和24年食肉に対する統制が一切解除され、同28年にはと場法はと畜場法に改正施行され、芝浦と場には、枝肉取引所が設置された。

その後、食生活の洋風化が進むにつれて肉類の消費も増大した。特にハム、ソーセージなど食肉加工品の増加は著しく、枝肉取引も盛んになり、と場は取引市場として重要な意義を持つようになった。しかし、ここでの取引はいわゆる「そでの下取引」であったため、生産者や消費者から改善・合理化が強く要求され、大きな社会問題として取り上げられていた。



昭和38年、国は「生鮮食料品流通改善対策要綱」を閣議決定し、その中で都に対し食肉市場の開設を強く指導していくこととした。これに対して都では、昭和41年3月、食肉市場開設に伴う東京都中央卸売市場業務規程の一部改正を都議会で可決、同年11月農林大臣より開設の認可を得て、翌12月より業務を開始した。これにより、取引は全て中央卸売市場法と東京都中央卸売市場業務規程の定めに基づき公正・明朗に行われるようになった。

そして、昭和47年、食肉市場総合ビルが完成し、大動物卸売場、急速冷却室・冷蔵庫が整備されて、大動物冷と体取引は同48年5月より実施された。芝浦と場について、都は昭和50年8月、と畜解体業務の作業体制を改善するため、(財)東京都芝浦食肉事業公社を設立し、同年11月よりと畜解体作業の一部を委託してきたが、昭和55年8月1日からは都の全面直営により行っている。

また、昭和56年10月1日、部分肉流通の進展に対処するため、食肉市場の一部として部分肉販売場を設置し業務を開始した。その後、昭和58年3月には隣接の(株)東京都食肉供給公社の冷蔵庫及び借地権を買収し、同年4月から食肉市場分場として業務を開始した(昭和62年3月には、同用地は東京都部分肉センター(株)に売却)。

と場の施設は、建設後50数年を経過して老朽化し、設備も時代のニーズにこたえられなくなったので、昭和58年度より抜本的整備を行うこととした。昭和58年10月、と場施設のうち、第一期分大動物棟の建設工事に着手し、昭和60年3月に完成した。これに引き続き第二期工事(小動物施設2ライン分)が昭和62年10月に完成し、昭和63年度から炭酸ガス麻酔によると畜方式を採用する第三期工事(小動物施設1ライン分)に着手し、平成3年3月に完成した。

平成3年度には食肉市場施設整備基本計画が策定され、この計画に基づき施設整備を行うこととなり、汚水処理能力を3,000m³から4,100m³に強化するため、平成7年度より汚水処理施設建設工事に着手し、平成10年10月に完成した。

また、平成7年4月より小動物と畜設備改修工事(Bラインガス化工事)に着手し、平成8年5月に完成、平成9年10月に着手したAラインガス化工事についても平成11年4月に完成した。

平成8年に腸管出血性大腸菌O157による大規模な食中毒が日本各地で発生した。O157は牛の腸管内容物から多く検出される菌であり、と畜場法が改正されたことを受け、と畜場の施設・整備、作業手順等について、衛生確保に向けて全面改革を図った。

平成13年9月には国内で初めての牛海綿状脳症(BSE)感染牛が確認され、と畜場法の改正、BSE特別措置法の制定により、全てのと畜牛についてBSEスクリーニング検査と特定危険部位の除去が実施されることとなった。このことを受け、BSE対策に必要な施設整備として、と畜解体作業において必要となる脊椎吸引装置及び硬膜除去装置を設置し、除去した特定危険部位や水処理センターから発生する汚泥は、産業廃棄物として焼却処分する等確実な対応を行っている。

市場整備については、財政状況及び新たな衛生基準や流通環境の変化への対応という観点から計画の見直しを行い、平成11年1月に北側棟(第1期)建設工事に着手し、平成13年12月に完成、平成14年3月から食肉市場センタービルとして業務を開始した。これに伴い平成15年3月に部分肉を取り扱っていた食肉市場分場を廃止し、この機能を同年4月に同センタービルに収容した(部分肉販売は平成24年3月で終了)。

平成16年6月には、東京市場に対する産地や業界からの牛と畜頭数増頭の要望にこたえるため、大動物Cライン整備工事に着手し、平成17年3月に完成した。Cラインの増設により、大動物1日450頭、年間10万頭の処理体制が整った。

平成17年5月に内閣府食品安全委員会からの答申に基づくBSE対策として、厚生労働省から各都道府県にはピッシング(注)の中止が指示された。これを受け、大動物棟のと畜改修工事を行い、平成21年4月にピッシングを廃止した。また、仲卸業者等の部分肉加工施設を収容している市場棟の1階についても、食の安全・安心の一層の確保を図るため、老朽化対策及び衛生対策工事を、平成19年6月に着手し、平成24年3月に完了した。

一方、平成23年3月の福島原発事故により、同年7月には東京市場でも牛肉から基準値を超える放射能セシウムが検出され、業界による自主検査を経て、同年12月からは芝浦食肉衛生検査所と共同で行政による全頭検査を実施し、流通の安定化を図っている。(令和2年3月全頭検査終了)

平成25年7月には、BSE特別措置法の改正により検査対象が48か月超となったため、都も平成13年から継続してきた全頭検査を見直すこととした。なお、同年4月に30か月齢以下の牛の特定危険部位の利用が一部規制緩和されたが、場内での扱いは従前のおり全て廃棄処分としている。

(注) ピッシング：と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入して、脊髄神経組織を破壊する作業

(3) 大田市場

ア 所在地

〒143-0001

大田区東海三丁目2番1号

電話 (3790) 8301

FAX (3790) 6541

イ 業務開始年月日

平成元年5月6日(青果)

平成元年9月18日(水産)

平成2年9月8日(花き)

ウ 取扱品目

水産物・青果物・花き

エ 取扱数量(令和5年1日当たり)

水産： 14 t

青果： 3,769 t

花き： 245万本(切花換算)

オ 概況

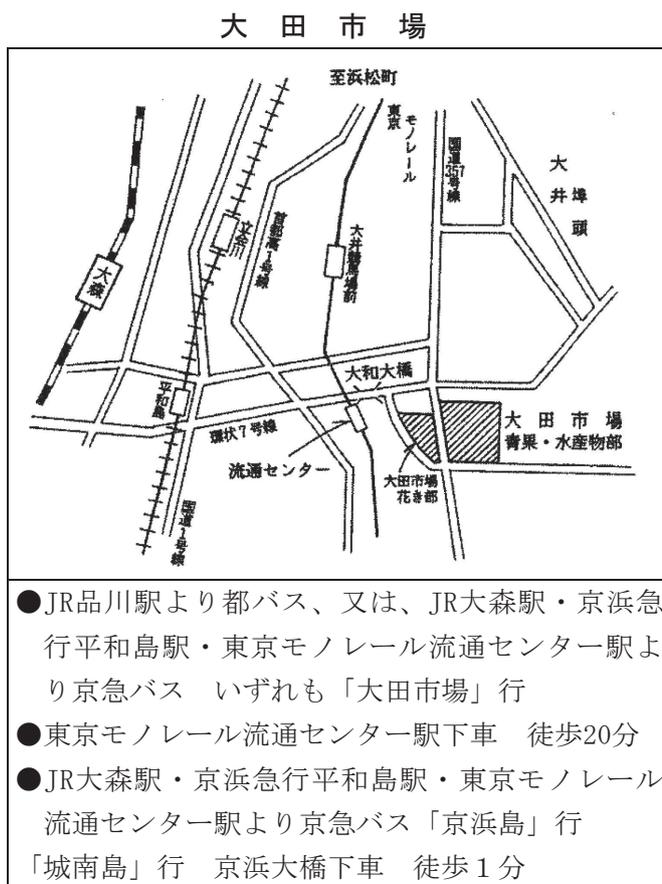
水産物・青果物・花きを取り扱う総合市場であり、特に青果物及び花きについては水産物における豊洲市場と同様、施設規模及び取扱量ともに我が国最大である。

カ 沿革

東京都では、既存市場の狭隘化の解消、配置の適正化のため、昭和30年代から新市場の建設について計画し、長期にわたり調査・検討してきた。

昭和57年3月に策定した東京都卸売市場整備計画(第3次)において、大井市場(仮称 昭和62年4月「大田市場」に名称決定)は、城南地域の地元市場として整備するとともに、都心部に立地する築地・神田両市場の過密化を解消し、今後の都における生鮮食品等の円滑な流通を確保するため、青果物、水産物及び花きを取り扱う総合市場とする方針を決定した。

このうち、青果部は神田市場、荏原市場及び同蒲田分場を移転統合し、水産物部は、大森市場を移転収容するほか地域市場として整備することとなった。このため、東京都は、昭和57年10月、建設計画の円滑な推進を図るため、都と市場関係業界との協議機関として「大井市場検討委員会」(のちに「大田市場検討委員会」と改称)を設置した。花き部は城南地域にある9つの花き民営地方卸売市場を統合して建設することとした。



昭和58年4月、東京都首脳部会議において、新市場の建設計画を決定し、取扱規模は、青果部3,000t/日、水産物部300t/日、花き部125万本/日（平成3年11月、東京都卸売市場整備計画（第5次）で245万1千本/日に変更）を目標とした。その後、青果・水産施設については昭和58年度に基本設計・地質調査、昭和60年度に実施設計・地盤改良工事着手、昭和61年度に地盤改良工事完了・建設工事着手、昭和63年度末に建設工事が竣工した。花き施設については、昭和62年度に基本・実施設計を行い、昭和63年度に建設工事に着手し、平成元年度末に竣工した。

施設竣工に伴い、青果部は平成元年5月6日に業務を開始し、水産物部は大森市場を移転収容するとともに、築地市場業界からの出店により機能を拡充し、同年9月18日に業務を開始した。花き部については平成2年9月8日に業務を開始した。

花き部は、日本で初めて機械によるせりを導入するとともに、地下階の鮮度及び品質保持のための定温倉庫と1階の卸売場間の搬入・搬出を行う自動搬送設備（レール全長708.03m）を設置した。その後、増大する入荷量に対処するため、自動仕分け装置（4段12列）を設置し、平成11年12月から使用開始した。

また、買出人及び売買参加者の駐車スペースを確保しつつ、荷捌場、商品置場、台車置場、事務室など不足しているスペースを確保するため、南側駐車場及び場内周回道路の一部の上に「東京都中央卸売市場用地の貸付けに関する規則」に基づき、市場としては初めて事業用借地権を設定して、既存の花き棟に隣接した地上4階の花き部商品保管施設（通称：F A J棟）を建設し、平成15年8月から使用開始した。

平成16年3月には、花き部北側用地に事業用借地権を設定して地上2階建の花き部北側荷捌施設を建設し、荷置場や駐車場など不足する施設を整備した。

平成28年12月には、流通環境の変化に対応するため、花き部北西側市場用地及び場内周回道路の一部の上に事業用借地権を設定して地上3階建の花き部定温荷捌・駐車場施設（通称：O T A花ステーション）が完成した。

青果部においても、流通環境の変化に対応するために、大型ウィング車に対応可能な最高梁下約7mの大屋根付きの積込場（第1から第4までの4カ所）を整備し、平成21年10月に完成した。平成23年4月には、品質管理の高度化及び物流の効率化を図るため、青果棟北側に事業用借地権を設定して建設した、地上2階建て屋上駐車場の北口立体荷捌場（通称：大田ロジスティクスセンター）が使用開始となった。また、平成25年4月から、建替工事が完了した青果部第4荷捌場の使用を開始した。

平成28年10月には、加工・パッケージなどの多様なニーズに对应していくため、東京都卸売市場整備計画（第10次）に基づき第3荷捌場の建替工事に着手し、平成31年3月に加工・荷捌棟が完成、令和元年6月1日から運用を開始した。

(4) 豊島市場

ア 所在地

〒170-0002

豊島区巢鴨五丁目1番5号

電話 (3918) 0301～3

FAX (3918) 0160

イ 業務開始年月日

昭和12年3月25日

ウ 取扱品目

青果物

エ 取扱数量（令和5年1日当たり）

青果物：254 t

オ 概況

豊島区・北区・板橋区・文京区等の城北地域を中心に青果物を供給している市場である。

カ 沿革

豊島市場の前身である駒込青果市場の起源は、元亀、天正（西暦1570～1591年）の頃、駒込付近の農民が江戸へ青物をおつぎ売りの途次、駒込天栄寺の境内の「さいかち」の大樹の下に憩い、分荷したのが始まりで、都内最古の市場であると伝えられている。江戸時代には、神田及び千住の両市場とともに青物の三大市場の一つで幕府の御用市場であった。

大正12年3月、中央卸売市場法の公布とともに、東京市においても同法により中央卸売市場の建設計画に着手し、第一次計画として本場（築地）・神田分場及び江東分場を建設し、昭和10年にそれぞれ開場した。

豊島分場の建設は、第二次分場建設計画によるもので、昭和10年3月7日分場設置の認可とともに分場用地（15,988㎡）を買収し、昭和12年3月25日に開場した。その間、卸売人の収容に当たっては、卸売人の単一制と複数制とが対立して、容易に意見の一致を見なかったが、最終的に本郷、豊島、板橋、王子、小石川方面の10私設市場37名の間屋をもって、単一卸売人豊島青果株式会社（資本金 280万円）が設立され、同日から卸売業務を開始した。

以上のように、豊島分場は建設されたが、その後、生産者及び買出人の利便と配給の円滑化を図るため、板橋、王子地区に配給所を設置し、昭和12年7月15日から開場した。

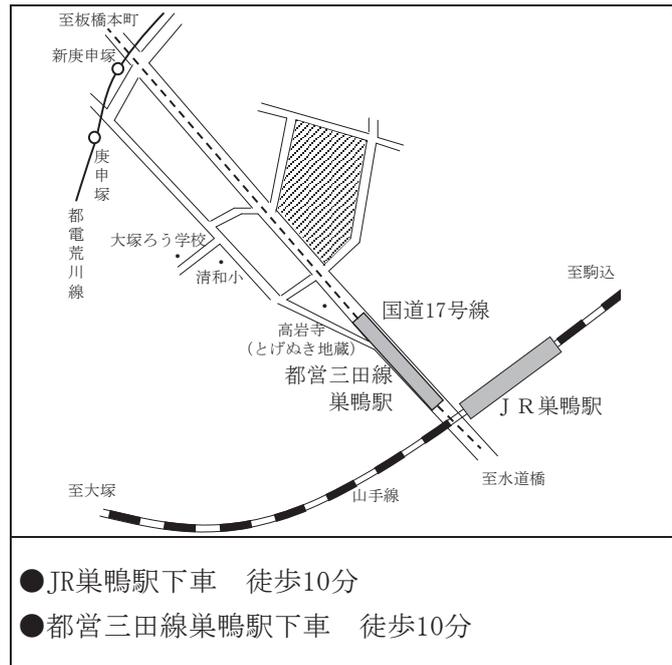
昭和37年12月1日から豊島分場を豊島市場に、板橋、王子配給所を板橋分場、王子分場と名称を変更した。昭和47年2月板橋市場の開設に伴い、両分場は廃止された。

昭和40年代に入って入場車両も多くなり、また、施設の老朽化、狭隘化が深刻になったため、卸売場の立体化工事を行い、昭和46年度には屋上駐車場が完成した。平成9年度から10年度にわたっては、安全性の強化と利便性の向上を図るため、卸売場の耐震補強工事及び老朽化した仲卸店舗の改築を行った。

また、品質管理の高度化、予冷品流通の拡大に対応するため、昭和61年度に低温倉庫、昭和62年度及び平成12年度に低温卸売場の整備を行った。

市場前面の国道17号線拡幅工事の影響で、平成14年度に514㎡、15年度に453㎡の市場用地が削減されたことから、市場機能維持に支障がないよう効率的な施設を配置することとした。これを受け、平成16年度には、場内の事務所棟を4号館に集約し、翌17年度には3号館を撤去し、その周辺跡地に荷捌場等を整備した。

豊島市場



(5) 淀橋市場

ア 所在地

〒169-0074

新宿区北新宿四丁目2番1号

電話 (3363) 1428～9

FAX (3362) 6719

イ 業務開始年月日

昭和14年2月16日

ウ 取扱品目

青果物

エ 取扱数量（令和5年1日当たり）

青果物：757 t

オ 概況

新宿副都心に隣接し、供給圏は新宿区・中野区・杉並区の城西地域が中心で、青果物では大田市場・豊洲市場に次ぐ取扱量である。

カ 沿革

大正12年3月、中央卸売市場法の公布とともに、大正13年3月、東京市においても同法により中央卸売市場の建設計画に着手し、第1次分場計画として本場（築地）、神田分場及び江東分場を建設し、昭和10年にそれぞれ開場した。

また、昭和7年7月には、各地に散在している私設卸売市場を統合収容するため、第2次分場計画（足立、荏原、豊島及び淀橋分場）を策定した。

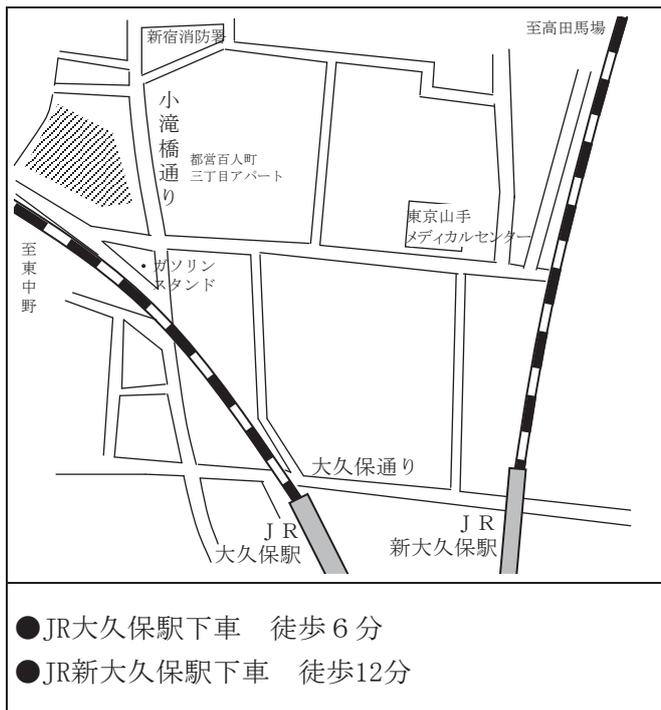
この第2次分場計画に基づき、昭和13年9月市場用地13,200㎡、建物面積3,702.6㎡の淀橋分場が完成し、翌昭和14年2月、四谷・淀橋・中野・杉並・練馬・渋谷・世田谷方面に散在していた13の私設青果市場（東洋青果市場㈱を中心とする問屋業者26人）を収容して業務を開始した。

また、分場を補完するための配給所として、昭和14年5月に松原、杉並両配給所、昭和21年6月には練馬配給所がそれぞれ業務を開始した。戦後、経済の復興に伴い青果物については、昭和24年4月、青果物の統制が全面解除され、再び中央卸売市場法に基づく市場としての本来の機能を発揮することとなった。昭和30年代後半からの高度経済成長政策を機に、人口の都市集中化が進み、生鮮食料品の需給量が急速に増大した。とりわけ都の西部地域の人口増は著しく、淀橋市場（昭和37年12月、分場が市場に、配給所が分場にそれぞれ改称）はその立地条件から生鮮食料品の都民への供給源として年々取扱量が増加し、市場の狭隘度は買出人車両の増加によりますます深刻なものとなった。

このことから、正常な物的流通の確保及び市場機能の保持回復を図るため市場整備計画を策定し、昭和48年度を初年度とする3か年を目途に卸売場及び駐車場の立体化建設工事に着手し、昭和52年3月15日完成した。さらに駐車場不足を解消するため2階部分の屋上を駐車場として使用できるよう工事を行い、昭和56年3月31日完成した。この頃になると、入荷量増大と需要拡大の速度が激しくなり、地方転送や量販店取引も増加し、市場取引の内容にも変化が生じてきた。取引のピーク時には市場の内外に買出人車両があふれる状態になってきたことから、昭和60年11月に2階屋上駐車場の上に、3階屋上駐車場（約7,970㎡）を更に増築し駐車場の増設を行った。

しかし、近年における大量・広域輸送の進展により産地からの搬入車両が大型化するとともに、都市化の進展による周辺道路の交通量の増大等から、市場内及び周辺道路の交通混雑が更に深刻化し、市場機能だけでなく騒音と交通障害により周辺住民、一般通行車両及び歩行人にも多大な

淀橋市場



影響を与えている。

都は近隣住民や環境に配慮する観点から、周辺道路に滞留している搬入車両を場内に取り込むために、大型車両が2階卸売場へ上がるスロープの建設を主体とした施設整備を実施し、平成13年3月31日に完成した。それに併せて市場内の円滑な動線確保と卸売場、駐車場等の配置の見直しを行った。

分場に関しては、練馬分場が、平成13年11月に民間活力を導入し中央卸売市場から地方卸売市場となり、さらに、平成15年4月に老朽化した杉並分場を統合した。

松原分場については、平成19年度末に同分場を廃止し、平成20年7月に世田谷市場に統合することで分場整備を完了した。

東京都卸売市場整備計画（第8次）において、「狭隘な市場の効率的な活用を図るため、場内動線や仲卸業者売場等の配置を抜本的に見直し、必要な施設整備を行う」こととし、平成18年度には基本計画を策定し、リニューアル事業の実施に取り組んだ。平成22年5月に西側スロープを解体し、平成23年8月からその跡地に新仲卸業者売場棟建築に着手し、平成24年10月末に竣工した。第9次整備計画においても同事業を継続し、平成25年9月末に旧仲卸業者売場棟解体を終え、跡地を待機駐車場として整備し、市場機能を高めている。

また、第10次整備計画では、「狭隘な市場の更なる効率的な活用を図るとともに、実需者ニーズに配慮した施設整備を検討する」こととした。令和3年度に策定した「東京都中央卸売市場経営計画」においては、「老朽化への対応及び実需者ニーズへの対応を見据え、拡張整備事業（卸売場拡張及び総合事務所棟建替等）を着実に実施」していくこととしており、令和4年度には基本設計、令和5年度には実施設計を行い、拡張整備事業に取り組んでいる。

進している。

(7) 板橋市場

ア 所在地

〒175-0082

板橋区高島平六丁目1番5号

電話 (3938) 0171~2

FAX (3938) 0173

イ 業務開始年月日

昭和47年2月28日(青果)

平成5年2月24日(花き)

ウ 取扱品目

青果物・花き

エ 取扱数量(令和5年1日当たり)

青果物: 342t

花き: 49万本(切花換算)

オ 概況

板橋市場は、周辺区部消費人口の増加と既設市場の過密化に対処し、生鮮食料品の

円滑な流通を確保するため、豊島市場の板橋、王子の2分場の整理統合を軸として計画されたもので、世田谷市場とともに周辺区部の市場網整備の第一段階として建設されたものである。

カ 沿革

都区部、特に周辺部の人口の増加が著しく、同地域への供給量の増大が必要となり、また、運搬車両の増加に対応する必要も生じてきたため、昭和38年東京都中央卸売市場施設整備8カ年計画を策定し周辺区部に新市場を建設することとした。

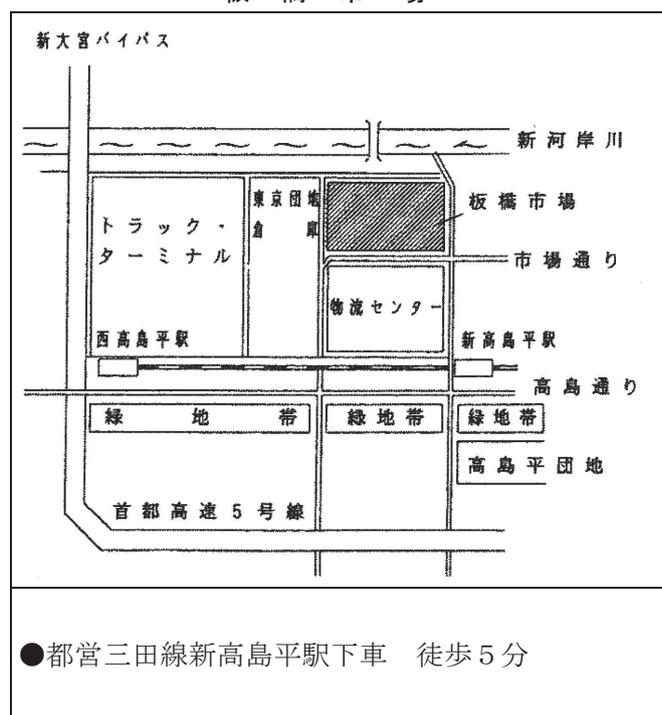
開場当時は、日量取扱高400t、将来は600tを予定し、建設省を中心とした流通センター計画により設置された「東京北部流通センター」内に昭和41年より用地買収に着手、以来6か年の歳月を経過して同47年1月、施設が完成した。これに伴い、豊島市場にあった板橋分場及び王子分場を廃止して、板橋市場に統合するとともに、豊島市場過密緩和のため、卸売業者を始め、各種団体の一部をそれぞれ入場させ、昭和47年2月28日に開場した。

開場以来、市場は活発な取引が行われ、入荷量、売買参加者ともども増加して、昭和53年中の平均日量取扱高は当初予定の600tを超え610tに達した。取扱量の伸長はなおも順調であったことから、東京都卸売市場整備計画(第3次)では昭和65年度(平成2年度)の日量取扱高目標を765tとし、狭隘になった卸売場を増設(3,460.3㎡)することとなり、昭和57年度の基本・実施設計を経て、昭和58年7月に着工し、昭和59年2月に完成した。

また、板橋市場には、加工食料品を取り扱う関連事業者が皆無であったため、関連事業者棟(508㎡)を建設し、加工食料品を取り扱う関連事業者5名を新規に募集して、昭和62年12月1日から、この営業を開始した。その後、近年の低温流通の進展及び高品質の野菜等への消費者ニーズに対処するため、平成元年3月に低温卸売場を、平成2年6月には低温倉庫を設置した。

平成10年3月には、流通環境の変化に対応するため、青果部仲卸業者荷捌場を建設し、平成14年3月には低温倉庫を設置した。一方、花き部は、東京都卸売市場整備計画(第3次)に基づき、周辺の花き地方卸売市場8市場を統合し、計画取扱量(平成12年度目標)1,444千本/日として開設した。施設の建設は平成2年11月に着工、平成5年1月に完成し、同年2月24日、北足立市場、大田市場に続く都内三番目の花き中央卸売市場として業務を開始した。開場時、卸売業者は(株)東日本花きと(株)板橋花きの2社であったが、平成13年1月に両社が合併し、新会社「(株)東日本

板橋市場



板橋花き」となっている。

令和3年度に策定した「東京都中央卸売市場経営計画」においては、「施設の再整備を視野に入れ、集荷・分荷機能や転配送機能、加工機能など物流拠点としての機能を維持強化」していくこととしており、広域的な物流拠点としての機能強化に向けて、業界関係者との協議を行い、令和5年度には「板橋市場の機能強化に向けた基本構想」を策定し、今後の施設整備の方向性等を検討している。

(8) 世田谷市場

ア 所在地

〒157-0074

世田谷区大蔵一丁目4番1号

電話 (3417) 0131~2

FAX (3417) 0156

イ 業務開始年月日

昭和47年3月27日（青果）

平成13年4月14日（花き）

ウ 取扱品目

青果物・花き

エ 取扱数量（令和5年1日当たり）

青果物：147t

花き：70万本（切花換算）

オ 概況

世田谷市場は、周辺区部消費人口の増加と既設市場の過密に対処して生鮮食料品の流通の円滑化を図るため、旧荏原市場の世田谷・調布・玉川3分場の整備統合を軸として計画されたもので、板橋市場とともに周辺区部の市場網整備の第一段階として建設された市場である。

カ 沿革

昭和38年に策定した東京都中央卸売市場整備8か年計画において、小分場については、市場機能を強化するため、これを統合して数箇所の新市場を設置する方針がたてられた。

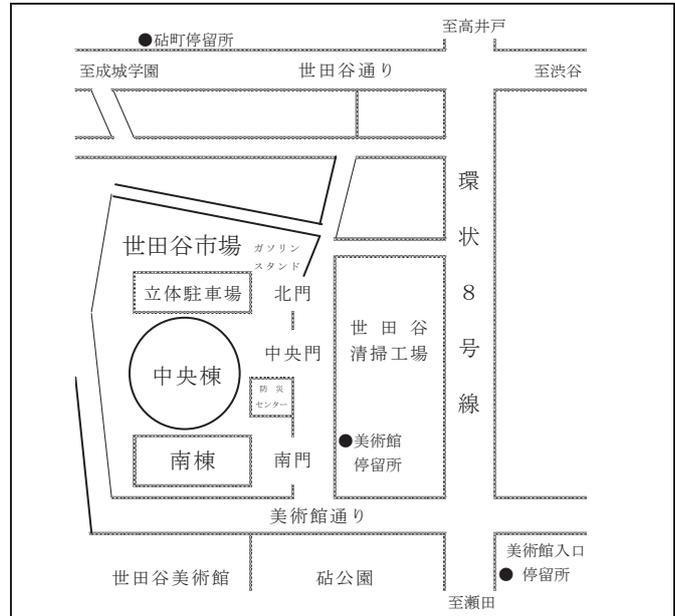
この方針による市場整備の一つとして、旧荏原市場にあった世田谷・調布・玉川の3分場を整理統合して、新市場を設置することを計画し、世田谷区内で立地条件の良い環状8号線沿いの砧公園隣接地に建設することとした。

旧玉川瀬田町、旧大蔵町地内に昭和43年から45年にかけて市場用地として42,021㎡を買収取得。市場施設は、土地の効率的利用のため、売場と管理棟が直結した円筒型地下1階地上6階建の総合ビルとし、昭和45年1月30日着工、昭和47年2月28日に完成した。

また、昭和59年に、低温流通の発達に伴う市場の対応策として、卸売場の一部に可動式低温設備を設置、昭和62年12月に、市場の活性化と買出人の品揃えの充実、仕入れの簡素化を図るため、加工食料品（乳製品類・畜肉加工品類及び乾物類・海藻加工品類・加工水産品類）を扱う店舗を設置した。平成2年には、低温流通の伸展及び高品質野菜等への消費者ニーズに対処するため、低温倉庫を建設した。

その後、平成3年11月の東京都卸売市場整備計画（第5次）において、市場内に花き部を併設

世田谷市場



- 東急田園都市線用賀駅下車
東急バス「美術館」行
「美術館」下車 徒歩1分
- 小田急線成城学園前駅下車
東急バス「渋谷駅」行
「砧町」下車 徒歩7分
- 小田急線千歳船橋駅下車
東急バス「田園調布駅」行
「美術館入口」下車 徒歩3分

また、花き部は、東京都卸売市場整備計画（第2次・第3次）に基づき、周辺の花き地方卸売市場5市場を統合して開設した。施設の建設は、昭和61年8月に着工し、昭和63年3月に完成、同年4月25日に開場したものである。

当市場は、道路交通の利便性が高く、物流面において優位性のある北部流通業務団地に立地している。立地特性による通勤車両の増加、取扱量の増大及び買出車両の大型化により駐車場が不足し狭隘になったため、平成5年9月に立体駐車場の建設に着工し、第1期工事が平成7年6月に、第2期工事が平成9年3月に完了した。平成10年度には、変化する流通環境に対応するため、青果部荷捌場を3棟整備するとともに、平成11年度には、仲卸業者用の低温倉庫を整備した。

平成16年度には、場内環境対策の一環として、電動小型特殊車両用の大規模な充電施設を整備した。続いて、平成22年度には太陽光発電設備（容量200KW）を整備した。

平成23年度には、調理設備を有する消費者事業用会議室を整備し、積極的に食育事業、花育事業に取り組むとともに、平成25年度には、足立区民の健康増進を目的とする、野菜の食べやすい環境づくりに向けた「あだちベジタベライフ」の事業に協力する覚書を、足立区、北足立市場協会、東京都の三者で締結した。

(10) 多摩ニュータウン市場

ア 所在地

〒206-0025

多摩市永山七丁目4番地

電話 042 (375) 9211~2

FAX 042 (375) 9213

イ 業務開始年月日

昭和58年5月26日

ウ 取扱品目

青果物

エ 取扱数量（令和5年1日当たり）

青果物： 75 t

オ 概況

多摩ニュータウン市場は、多摩市の主要道路である鎌倉街道と南多摩尾根幹線の結節点に位置し、多摩市、町田市、稲城市、日野市及び八王子並びに府中市の一部を供給圏として青果物を供給している。

多摩地区の青果地方卸売市場と当市場を合わせて33万t弱の青果物を供給している。

当市場周辺には、配送センター、リサイクル資源センターなど、流通関連施設が設けられている。

カ 沿革

昭和47年農林省告示により東京都全域が中央卸売市場指定区域（開設区域）となった。これ以前は東京都の中央卸売市場の開設区域は特別区内に限られており、多摩地域については、民間の地方卸売市場が生鮮食料品の流通を担っていた。

昭和47年11月、東京都卸売市場整備計画（第1次）が策定され、「三多摩地区については、今後の人口動態、道路整備に合わせ、周辺区部同様消費人口70~100万人を対象とする市場を新たに4か所配置」し、ここへ周辺の地方卸売市場を整理統合することとなった。

昭和49年4月、東京都は、市場建設用地の位置及び面積につき、現都市再生機構と合意し、多

多摩ニュータウン市場



摩都市計画決定を経て、昭和50年3月に当該用地を同機構から買収した。

昭和56年1月に、多摩都市計画の位置表示、区域及び面積を変更し、同年5月に市場の建設が始まった。市場建設は昭和58年3月に竣工し、同年5月に多摩ニュータウン市場として開場した。

(11) 葛西市場

ア 所在地

〒134-0086

江戸川区臨海町三丁目4番1号

電話 (3878) 2000～2

FAX (3878) 2003

イ 業務開始年月日

昭和59年5月7日（青果）

平成7年4月14日（花き）

ウ 取扱品目

青果物・花き

エ 取扱数量（令和5年1日当たり）

青果物： 370 t

花き： 39万本（切花換算）

オ 概況

葛西市場は江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区等の区部東部地域を供給対象に、青果物及び花きを取り扱う市場である。

当市場は、東部流通業務団地（50ha）の中に位置し周辺にはトラックターミナル、倉庫団地などの流通業務施設が設けられており、都の11中央卸売市場の中では、3番目に広い市場である。

カ 沿革

昭和47年11月の東京都卸売市場整備計画（第1次）では、市場機能を十分に果たし得ない分場を整理統合して新市場を建設することとし、江東市場の3分場（葛飾・小松川・小岩）を廃止・統合して新市場を建設することとされた。

その後、昭和52年3月の東京都卸売市場整備計画（第2次）において、産地の大型化、既設市場の過密解消対策として、3分場に加えて江東市場も廃止し、新市場に收容することとなった。

青果部は、昭和57年9月に建設工事に着手、昭和59年3月に竣工し、同年5月7日に業務を開始した。平成18年度には、卸売業者が事業用借地権により、定温荷捌場を建設した。また、平成19年度には、卸売場の大規模な定温化を行った。

花き部は、平成5年1月に花き棟建設工事に着手、平成7年3月に完成し、花き流通の合理化、近代化を図るため、既存の4つの花き地方卸売市場（両国生花、亀戸生花、江戸川生花、江戸川園芸）を收容する形で平成7年4月14日に業務を開始した。これにより葛西市場は北足立市場、大田市場、板橋市場に次ぐ4番目の花き中央卸売市場となった。平成15年11月には、効率的な荷捌きをするため、駐車場を荷捌場として用途変更し、より使いやすい市場とした。

葛西市場

